

条 例

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）」を「第四章 事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）」を

章 事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）

章の二 暴力団排除特別強化地域（第二十二条の二―第二十二条の四）

第三十三条」を「―第三十四条」に改める。

第十九条第一項第一号中「この条及び第二十二条において」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第二十二条の二 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（次条及び第二十二条の四において「特別強化地域」という。）とする。

- 一 さいたま市大宮区桜木町一丁目及び二丁目の地域
- 二 さいたま市大宮区下町一丁目及び二丁目の地域
- 三 さいたま市大宮区大門町一丁目及び二丁目の地域
- 四 さいたま市大宮区仲町一丁目及び二丁目の地域
- 五 さいたま市大宮区宮町一丁目、二丁目及び四丁目の地域

（特別強化地域における禁止行為）

第二十二条の三 次の各号のいずれかに該当する営業（以下この条及び次条において「特定営業」という。）を営む者（以下この条及び次条において「特定営業者」という。）は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員を客に接する業務に従事させてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下この項において「風適法」という。）第二条第一項に規定する

風俗営業

- 二 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
 - 三 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業
 - 四 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業
 - 五 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）
 - 六 前各号に掲げるものに類するものとして公安委員会規則で定める営業
 - 2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。次項及び次条第二号において同じ。）の提供を受けてはならない。
 - 3 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をし、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。
- 第二十二条の四 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 客に接する業務に従事すること。
 - 二 特定営業者に対し、用心棒の役務を提供すること。
 - 三 特定営業者から前条第三項に規定する利益の供与を受けること。
- 第三十条に次の二項を加える。
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（次項及び第三十三条において「中止命令」という。）を警察署長に行わせることができる。
 - 3 中止命令については、埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第三章の規定は、適用しない。
- 第三十二条を次のように改める。
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
 - 二 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十二条の三の規定に違反した者
- 三 第二十二条の四の規定に違反した者
- 2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十三条中「第三十条の規定による命令」を「中止命令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。